介護職員の資質向上に積極的に取り組む介護保険施設等を支援します！

対象期間
令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

事業概要

対象事業者において、雇用する介護職員に介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了させた場合に、事業者が負担した研修受講料の一部を大阪府が支援します。

©2014　大阪府もずやん

補助金額

〇研修受講料

初任者研修　1人あたり上限　5万円

実務者研修　1人あたり上限　10万円

※1施設あたり上限　20万円

対象となる要件

〇府内に所在する以下の施設を運営する法人であること
（以下の施設に併設されている場合は通所介護、訪問介護事業所等他の施設も対象となります。）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

〇本事業と同趣旨の他事業による補助金等を受けていないこと

※その他詳細な要件については、うら面に記載の本事業ホームページに掲載する補助金交付要綱をご確認ください。

申請方法はうら面へ➡

申請の流れ

①受講する研修を決定

受講者本人と相談し、受講する研修及びスケジュールを決定してください。
※介護職員として雇用されている職員が対象です。

②受講開始日の30日前までに大阪府へ申請書類と事前着手届を提出

申請に必要な書類は本事業ホームページからダウンロードし、提出してください。
交付決定前に受講料を支払う場合、事前着手届のご提出が必要になります。

③研修の受講～修了

研修スケジュールに沿って、職員に研修を受講させてください。
なお、研修は年度内に修了する必要があります。

④研修修了後、30日以内に大阪府へ実績報告書類を提出

申請に必要な書類は本事業ホームページからダウンロードし、提出してください。
提出書類の審査完了後、大阪府から補助金を交付します。

昨年度からの変更点

○外国人介護人材について
・在留資格「技能実習」「特定技能」「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」が補助対象になります。

○事前着手制度の導入
・交付決定前の研修受講料のお支払いを可能とするため、事前着手制度を導入しました。

お問い合わせ先

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ
（住所）大阪市中央区大手前2丁目　府庁別館8階
（電話）TEL：06-6944-0286
（ホームページ）http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/jinzai/syurou_teichaku.html